

重点テーマ

7

ガバナンス・
コンプライアンスの強化

2020年のあるべき姿

常に経営の透明性向上を図りながら、誠実な
事業活動を実践している

優先的に取り組むべき課題

- コーポレート・ガバナンスの強化
- コンプライアンス最優先意識の浸透向上

優先的に取り組むべきと考える理由

東洋ゴムグループは、様々なステークホルダーに対する責任を負っていることを認識するとともに、経営の透明性の確保と組織内の公正性を追求するための、適切な経営体制の維持とコンプライアンス最優先意識の浸透向上を、優先的に取り組むべき課題と位置付けています。

方針

東洋ゴムグループは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的として、コーポレートガバナンス・コードの原則を適切に実践しています。株主の権利・平等性を確保し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、および対話に努め、そのための適切な情報開示と透明性の確保に取り組んでいます。取締役会においては、株主に対する説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力の向上、資本効率の改善等を図る役割・責務を適切に実践しています。また、理念の体現に必要なコンプライアンスの強化の取り組みにおいて、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「東洋ゴムグループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「東洋ゴムグループ行動基準」を定め、グループ全体への浸透を図っています。

基本的な考え方

目標

企業理念の浸透とコンプライアンスレベルの向上により、経営の透明性を高め、専門性の高い実効的なコーポレート・ガバナンスをめざします。

責任

コーポレート統括部門管掌執行役員

活動推進体制

CSRの重点テーマにおける
ガバナンス機関の役割

CSRの7つの重点テーマに関する取り組みに対するガバナンスを強化するため、常務会（議長：社長）が当社グループのサステナビリティマネジメントを推進する体制を構築しています。

当社グループのSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)および各重点テーマのインパクト、リスク、機会の特定と、アクションプラン(方向性、目標・ターゲット)の策定は、常務会の承認のもと設置した組織横断型ワーキンググループ(WG)に議論し、コーポレート統括部門管掌執行役員がその内容を集約して、常務会へ報告します。現在「サプライチェーン」「環境」「人権・労働」「SDGs」の4つのテーマのWGを設置し、協議を行っています。なお、WGで議論される各テーマのプロセスの有効性は常務会報告時に審議、評価します。

WGで策定した戦略や方針を、関係する専門委員会が事業計画に反映し、各業務執行部門における計画の進捗状況を常務会で管理します。なお各重点テーマの責任者である各統括部門管掌の執行役員は、関係する専門委員会に議長として出席しています。

内部統制システム

会社法にもとづき、内部統制システムの構築に関する基本方針を取締役会で決議し、方針にもとづく体制の整備を図っています。基本方針については、経営環境の変化などに応じて毎年見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

危機事象へ発展する恐れがあるコンプライアンス事案など懸念事項に対して、従業員が直接通報・相談できる仕組みとして「ホットライン相談窓口」を設置、運営しているほか、通報できるルートを複数確保し、必要な情報がガバナンス機関へ上がり易い体制を整えています。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制として、意思決定・監督機関である「取締役会」、執行の意思決定機関である「常務会」、分野別の審議・協議機関である「各種専門委員会」、そして取締役会及び取締役の職務執行の監査機能を果たす機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えています。

取締役は経験、人格、識見から、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断した者を取締役会が候補者に指名し、年1回の株主総会において株主により選任されます。

当社の取締役会の議長は業務執行を行う社長が兼任しておりますが、取締役の3分の1以上を独立した社外取締役とすることで、取締役会の独立性を確保するとともに、議論を発展、強化しています。また取締役会に関して定期的に外部評価を実施することで、取締役会および各委員会の機能性と実効性を確保しています。

なお、当社の役員が当社グループと利益相反を生じる、あるいは生じる恐れのある行為を行うことを禁止しています。

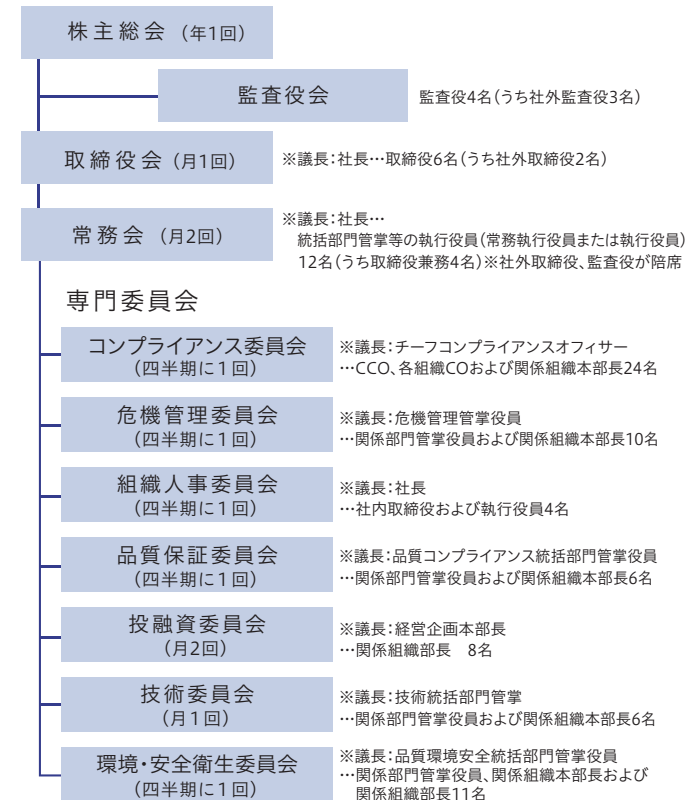
コンプライアンス推進体制

当社グループにおいて、当社社長がコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスを経営における最優先事項とし、コンプライアンス体制の整備及び改善に努めています。

コンプライアンスの推進に関する協議・検討機関として、専門委員会の一つにコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスオフィサー制度のもと、チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)、コンプライアンスオフィサー(CO)およびコンプライアンスリーダー(CL)が主体となり、コンプライアンスの推進を図っています。

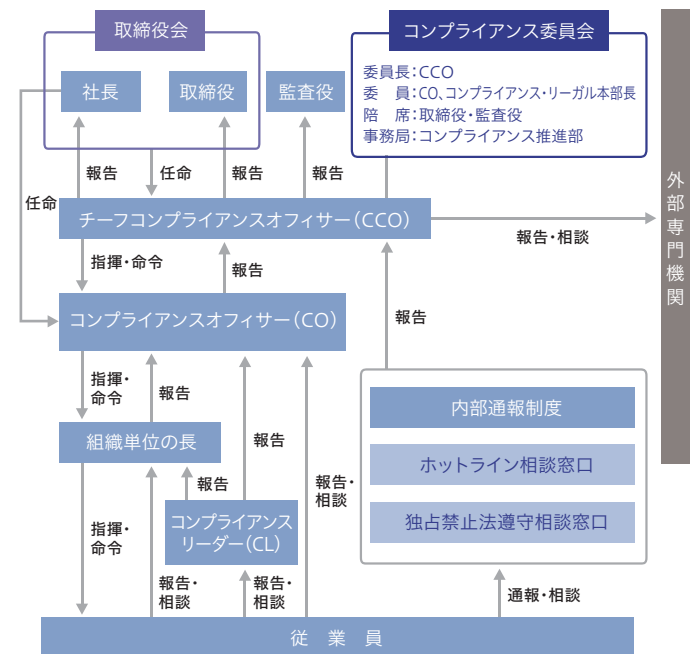
CCOは当社グループ全体、COはその担当部門におけるコンプライアンスに関する事項について、調査権、指示命令権(業務・出荷の停止等を含む)および提案権を有しており、コンプライアンス事案の発生時にはCCOが外部専門機関へ報告・相談する体制も整えています。CLは、COを補佐して各職場でさまざまな活動を推進する一方、コンプライアンス事案を認識・把握した場合には、部門長およびCOへ報告するとともに、事案内容によっては対応を行うことが求められています。

〈ガバナンス構造〉(2018年4月時点)



〈コンプライアンス推進体制〉(2018年4月時点)

コンプライアンス推進部は、この体制が適正かつ効率的に機能するよう、各段階で支援を行います。



コーポレート・ガバナンス

理念の浸透

東洋ゴムグループは2017年1月1日付けで、すべての役員および従業員が仕事の基軸とする新たな理念を制定し、全従業員への浸透施策を展開しています。

将来にわたって継承し続けていく大切な創業の精神として「社是」をその最上位概念として位置づけ、社会における自らの存在意義を「私たちの使命」として言葉で定義し、それを果たすために目指すべき企業像を「私たちのありたい姿」として明文化しました。そして、すべての役員・従業員が等しく大切にしていきたい考えの拠りどころとして「私たちの持つべき価値観」を定めました。

理念浸透施策として、国内の当社事業所および関係会社においては、当社の役員、本部長が管下の従業員と理念を題材に対話する機会を設け、海外関係会社においては当社社長自らが訪問し、理念の説明を行いました。

取締役会の取り組み

2017年度は取締役会を月2回以上、合計26回開催し、取締役および監査役が参加しました。

当社では、全取締役・監査役に対して記名式で、取締役会の運営、取締役会の構成・能力、取締役会の活動、全体の各項目についてアンケートを行うことにより、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っています。公正性を担保するために集計は第三者に行わせました。2017年度の分析・評価の結果から、全ての項目において概ね肯定的な自己評価が得られており、取締役会全体として実効性が確保されているといえますが、取締役会議事の時間配分の適正化や社外取締役への情報提供の充実など、取締役会の運営については引き続き改善すべき課題として取り組んでいます。

危機管理体制の強化

当社グループでは、「危機管理規程」にもとづき、コーポレート統括部門管掌が危機管理統括として、危機事象毎に設置した危機管理責任者以下、危機管理体制を統括します。主な危機事象については、平時における当社グループにとっての潜在的な危機事象の評価・分析及び危機事象の発生可能性を低減するための活動と、有事における被害・損害を最小限に抑え速やかに事業を復旧するための活動を取り決め、管理します。

危機管理責任者は、担当する主な危機事象に関し、以下の役割を担います。

- ① 危機事象に関する諸制度・施策・規定・危機管理体制等を構築・整備し、個別対応マニュアルを作成・管理。
- ② 年1回以上、危機管理委員会に対し、(i)危機管理体制の整備状況、(ii)危機管理体制の評価・改善計画、(iii)危機管理体制の改善計画の実施状況の報告。
- ③ 拠点長・部門長から有事の疑いがある旨の報告を受けた際は、直ちに危機管理統括へ報告。

株主・投資家さまとの対話

当社は、年1回株主総会を、四半期決算ごとに「決算説明会」を開催しています。通期および中間の決算発表時には、経営トップから機関投資家や証券アナリストの皆さまに、業績動向や将来の展望、事業環境や市場の動きをお伝えしています。決算発表以外にも、社長自らが出席してのスモール・ミーティングや、マネジメントクラスと機関投資家とのエンゲージメント機会を複数回開催しました。また、機関投資家・アナリストの皆さまのそれぞれの関心事に対して、IR担当者がお答えするコミュニケーション機会(個別取材対応)も四半期ごとに設け、当社グループの経営に対する理解促進を図っています。さらに、増加する海外機関投資家の皆さまからの要請に対しても、サイレント期間を除き個別取材の充実や、海外ロードショーを実施するなど、積極的に対応しています。

2017年度当社IR担当者が対応した株主・投資家さまとの対話機会は延べ300社400名以上ありました。そうした機会のうち当社のESGに関する対話を行う機会は約5%ありました。株主・投資家さまからのご意見やご要望は、定期的に経営層および社内関連部門にフィードバックしています。



決算説明会の様子

TOPICS

アナリスト・機関投資家向けに 米州タイヤ製造拠点視察見学会を開催

日本国内のアナリストや機関投資家の方々に、当社グループの事業の柱である米州市場でのポテンシャルについて理解を深めていただくことを目的として、米州タイヤ製造拠点 Toyo Tire North America Manufacturing Inc.(TNA)の視察見学会を開催しました。

現地幹部から工場概要や独自工法である「A.T.O.M」、組織体制、米州におけるR&D戦略、販売戦略など説明し、TNAの工程を見学いただきました。また、当社製品をお取り扱いいただく販売店にもお連れし、市場の評価を直接取材いただきました。



アナリスト見学会における
ミーティングの様子

コンプライアンス

企業行動憲章と行動基準の浸透

東洋ゴムグループは、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「東洋ゴムグループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「東洋ゴムグループ行動基準」を定めています。なお、海外のグループ各社は行動基準を指針として、各国・地域の法令や慣習などの違いを踏まえた独自の行動基準を制定しています。

国内では行動基準の浸透を図るツールとして制作した「行動基準ハンドブック」を用いた読み合わせ研修を、グループ会社を含むすべての役員・従業員で行い、研修終了時には、各自がコンプライアンスを推進する旨を表明する誓約書を提出しています。2017年度はすべての従業員が研修を受講し、誓約書を提出しました。

また、海外では7カ国語(英語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、中国語、タイ語、マレー語)に対応した「行動基準ハンドブック」を各拠点に配布し、グループ全体への浸透とコンプライアンス強化に取り組んでいます。

そのほか、コンプライアンス強化の取り組みとし、毎月チーフコンプライアンスオフィサーによるメッセージや意識啓発を目的としたコンプライアンス通信の発信、eラーニングやコンプライアンス意識調査を実施しています。

内部通報制度の運用

当社グループでは2006年度から内部通報制度を運用しています。国内の内部通報制度の窓口として「ホットライン相談窓口」を東洋ゴム工業株式会社監査部、社外弁護士事務所、社外専門会社に設置しており、従業員のみならず、お取引先さまも利用することが可能で、匿名による通報にも対応しています。また海外では各拠点で相談窓口の設置を進めています。

国内の「ホットライン相談窓口」は携帯カードの配布やポスターの掲示、毎月社内向けに発行しているコンプライアンス通信などを通じて活用促進を呼び掛けた結果、当社グループ内における認知度は増加しています。

TOPICS

2017年度コンプライアンス意識調査結果

※回答率93.0%(2016年度90.4%)

① コンプライアンスの推進活動の実施

この1年間にコンプライアンス意識向上の取り組みが1回以上行われた

97% (2016年度 88%)

② コンプライアンスの認知・理解度

コンプライアンスの意味について知っている

※東洋ゴムグループのコンプライアンス：単に法令遵守ではなく、法令や社内ルールを守り、高い倫理意識を持って行動する

85% (2016年度 83%)

③ コンプライアンスの定着度

自身が業務を遂行するにあたって、コンプライアンスを意識している

94% (2016年度 92%)

反競争的行為禁止の取り組み

当社グループは各国の競争法関連法令の遵守を徹底するために、遵守体制・制度の構築、教育・啓発活動等を推進しています。具体的には、「カルテル防止規定」にもとづき、営業担当役員を対象に、競合他社との接触に係る事前申請書、事後報告書及び除外申請書の提出および独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を義務づけています。また、独占禁止法遵守相談窓口の設置、監査部門による「カルテル防止規定」遵守状況の監査、関係者に対する研修(eラーニングを含む)等を実施するなど、積極的に法令遵守のための取り組みを行っています。

腐敗防止の取り組み

当社グループは、企業の事業活動における不正、違法、または背信行為を誘発するおそれのある一切の腐敗行為(贈収賄、その他便宜の授受、着服、あっせん収賄、職権乱用、不正蓄財、隠蔽、司法妨害)を禁止し、腐敗行為に関連して生じる恐れのあるマイナスのインパクト(途上国の貧困、環境破壊、人権侵害、民主主義の悪用、誤った投資、法の支配の弱体化など)の回避に努めています。

なお、国際NGOのTransparency Internationalが調査・公表する腐敗認識指数(CPI)を参考に、当社グループが事業所を設置している国や地域で腐敗行為が起これうるリスクについて評価しています。

そして、CPIが40を下回ると評価された国における事業活動では特に注意が必要と考えています。

様々な腐敗行為のうち、特に贈賄に関しては世界各国で規制が強化されている中、当社グループでも教育・啓発活動を実施しています。2016年度から2017年度にかけて、日本、マレーシア、タイ、および中国において、それぞれの国に所在する法律事務所の弁護士を講師に招き、贈収賄防止セミナーを開催しました。

担当者コメント

熱心にコンプライアンス活動に取り組んでいる職場が増えてきたことや、職場内でのコミュニケーション機会が多くなったこともあり、従業員のコンプライアンス意識が向上しています。

一方、役職間でコンプライアンス意識に差があるものや、「気軽に相談できる雰囲気でない」とする意見もまだ残っており、引き続き研修・教育活動の見直しや各職場でのコミュニケーションを通じて、全従業員への更なるコンプライアンス意識の向上と定着を目指します。

東洋ゴム工業株式会社
コンプライアンス・リーガル本部
コンプライアンス推進部
今田 亮

